

ボーイスカウト東京杉並4団ローバー隊憲章

**ボーイスカウト東京連盟
杉並第4団ローバースカウト隊**

ボーイスカウト東京杉並4団ローバー隊憲章

【前 文】

ボーイスカウト杉並4団ローバースカウトは、われわれの活動が、主イエズス・キリストの教えである「愛の精神」に基づくものであり、敬愛する世界の総長ロード・ベーデン・パウエルの説く、「良き社会人たること」が究極の理念であるところに確認し、スカウトの「ちかいとおきて」の実践を通じて、われわれの努力とその経験に基づく技能と精神をもって社会公共に奉仕すると共に、その技能と精神が常に未完成であることを深く自覚して、誠実に自己研鑽に邁進し、自身の人生における幸福と自己実現を希求することを決意して、ここに杉並4団ローバー隊憲章を制定する。

【第1章 総 則】

第1条 (定 義)

杉並4団ローバー隊憲章(以下、本憲章という)において使用される用語は、以下の意味を有する。

- 1)「団」とは、日本ボーイスカウト東京連盟杉並第4団を指す。
- 2)「ローバー隊」とは、団に属するローバースカウト隊を指す。
- 3)「ローバースカウト」とは、以下のいずれかに該当し、第3条に定める資格を有する者をいう。
団の登録手続きにより、ローバースカウト隊隊員として登録されている者。
前号の登録は行われていないが、ローバー活動の意思のある者。
その他、ローバースカウト隊が正式な手続きに基づき隊員と認められた者。
- 4)「ローバー活動」とは、ローバースカウトが行うスカウティング活動をいう。その詳細は第17条に定める。

第2条 (目 的)

1. 団に所属するローバースカウトは、団及びローバー隊の基本理念を理解し、本憲章を遵守する。
2. 本憲章は、ボーイスカウト日本連盟「教育規定」及び団の規約である「東京228団規約」を上位規定として、当該各規定に違背する規定及び条項を定めてはならないものとする。

【第2章 構成員】

第3条 (資 格)

ローバースカウトは、原則として以下のすべての条件を満たす者とする。

- 1) 18歳以上の男女であること
- 2)「ちかい」と「おきて」の実践に努めることができる者

第4条 (入隊手続)

1. 第3条に規定する資格を有する者であってローバー隊へ入隊希望者は、その旨をローバー隊幹事長に申し出をする。尚、ベンチャー隊を終了した入隊希望者は、ベンチャー隊長の推薦を得た後、ローバー隊幹事長に入隊の申し出をする。
2. 前項の申し出があった場合、幹事長は名誉会議を招集し、名誉会議において当該希望者の入隊についての可否を決定する。

3. 名誉会議において当該入隊希望について承認を得た者は、別途ローバー隊により計画される叙任式において叙任を行い、正式にローバー隊員の資格を得るものとする。但し、名誉会議が、入隊希望者について事前にトレーニングが必要と判断した場合には、当該入隊希望者にトレーニングを実施することができる。
4. 前項の但書に基づき、トレーニングの実施を設定された入隊希望者は、トレーニング終了後に叙任を行い、正式にローバー隊員の資格を得るものとする。

第5条（休 隊）

1. 自らの都合によりローバー活動の休止を希望する者は、幹事長にその旨申し出を行い、名誉会議にてその周知を行い、休隊することができる。
2. 前項の場合において休隊するローバースカウトは、活動への復帰の時期、ローバー隊隊費及び以降の連絡等について幹事長と話し合いの上、その取り扱いについて定めるものとする。

第6条（退 隊）

1. ローバースカウトは、満25歳の誕生日を越えた時点で自らの意思により、退隊の申し出をすることが出来るものとする。但し、特段の事情がある場合には、満25歳の誕生日以前に退隊することが出来るものとする。
2. 退隊を希望するローバースカウトは、幹事長に対して退隊の申し出をし、かつ名誉会議において出席者の2/3以上の承認を得ることにより退隊できるものとする。

第7条（除 名）

1. ローバー隊は、以下のいずれかに該当する者を名誉会議において所属するローバー隊員全員の2/3以上の賛成により除名することができる。
 - 1) ローバー隊の名誉を著しく傷つけた者
 - 2) 自らの名誉の回復に努力しない者
 - 3) ちかいとおきての実践に努めないと認められる者
2. 前項の場合、名誉会議は、当該ローバースカウトに十分な名誉の回復及び弁明の機会与えるものとし、その判断については慎重且つ充分検討の上、除名を決定しなければならない。

【第3章 ローバー隊の構成】

第8条（隊役務）

ローバースカウト隊には、以下の役務置く。

- 1) 幹事長
- 2) 副幹事
- 3) 記録
- 4) 会計
- 5) 連絡
- 6) その他役務

第9条（各役務の役割）

前条に定める各役務の役割を以下のように定める。

- 1) 幹事長
第15条に定める各種会議体（以下、会議体という）の召集及び議事進行の中心的役割を担う。
ローバー隊の意見の取りまとめ役及び団内もしくは団外の対外的な代表となる。
隊の運営に関わる会議体からの委任事項の決定を行う。

2) 副幹事

幹事長を補佐し、幹事長不在の場合には幹事長代理として幹事長の役目を担う。

幹事長と密接に連携し、隊の円滑な運営を行う。

3) 記録

会議体における議事の記録並びに関係者への公開及び周知を行う。

前号の議事録の管理を行う。

隊員の活動の記録及びその管理を行う。

4) 会計

隊費の徴収とその管理及び運用を行う。

ローパー隊予算案の作成を行う。

予算についての団との窓口となる。

隊及び団に対して予算案及び決算報告を提出する。

5) 連絡

各活動（会議体も含む）の隊員及び指導者への連絡および出欠の確認を行う。

隊員の連絡先の把握を行う。

連絡網の作成とその維持管理を行う。

第10条（役務の選出）

1. 前条に定める役務は、名誉会議において選出され、出席スカウトの2/3以上の賛成をもって決定するものとする。
2. ローパースカウトは役務の選出にあたり、各隊員がより多くの役務を経験が出来るように、配慮するものとする。

第11条（役務の任期）

1. 各役務の任期を原則として1年間と定める。但し、次年度の留年を妨げないものとし、次年度以降も同様とする。尚、任期の始期及び終期については、原則として団の年度と一致させるように努めるものとする。
2. 前項の規定の他、任期途中で特段の事情により各役務の遂行が不能となった場合には、ローパー隊は、当該役務の代行する者または、新任者を任命できるものとする。

第12条（その他役務）

幹事長が必要と認めた場合には、第9条各号に定める役務以外の役務を設置し、選出することが出来るものとする。尚、その選出方法及び任期については、会議体においてその都度適切に定めるものとする。

【第4章 指導者】

第13条（隊指導者）

ローパー隊には以下の指導者を置く。

- 1) 隊長
- 2) 副長
- 3) その他指導者

第14条（指導者の推薦と選任）

指導者の推薦と選任手続きを以下のように定める。

1) 隊長

ローパー隊は、名誉会議による賛同をもって隊長を団委員長に推薦するものとする。

2) 副長

ローバー隊長は副長を選出し、ローバー隊は名誉会議による賛同をもって当該副長を団委員長に推薦するものとする。

3) その他指導者

隊長または幹事長は、必要と認める範囲において、ローバー活動のためのアドバイザー及びインストラクター等の指導者を適宜選任することができる。

【第5章 会議体】

第15条 (会議体)

ローバー隊は以下の会議体を置く。

1) 名誉会議

名誉会議は、幹事長によって召集されるものとする。

ローバースカウトの名誉及び名誉に関する事項を審議、決定する。

ローバースカウトの役務の選任、入隊、上進、除名等を審議、決定する。

隊指導者への賛同を行う。

2) ローバーミーティング

ローバースカウト共通の自己研鑽の場として、定例にて行われるものとし、ローバースカウトの活動についての計画、内容及び報告について討議し、確認する。

隊として行う行事及び活動または団からの委任事項について、その内容と実施方法を検討の上、審議、決定する。

隊の活動の目的、方針、テーマ及び運営について審議、決定する。

地区におけるローバー活動の委任事項を審議し、決定する。

スカウト相互の情報交換の場として、情報提供を行う。

3) Internet Meeting

インターネットのホームページ、メール及びメーリングリスト等を活用して行われる会議体をいう。

スカウト相互の情報交換の場として、情報提供を行う。

第16条 (その他会議体)

第15条に定める会議体の他、ローバースカウト及び指導者は、スカウト活動の範囲内において、前項に定める以外の会議体(以下、特別会議体という)を持つことを妨げないものとする。この場合、特別会議体は、ローバーミーティングにおいて提案され、ローバースカウトの承認を得るものとする。

【第6章 ローバー活動】

第17条 (ローバー活動)

1. ローバー活動とは、ローバースカウトが、自主的で個人が主体として行う活動をいい、その実施にあたっては、活動の目的及び目標等を明確にしなければならない。
2. ローバースカウトはローバー活動において、企画、計画、実行、評価及び反省を明確に行うものとし、その各過程等について、ローバーミーティング等において他のローバー隊に対する提案、相談、発表、周知及び情報の交換等を行うものとする。
3. 複数のローバースカウトが共同して行う必要のあるスカウト活動については、これをローバー活動とし、ローバースカウトは、その内容について他のスカウトに対して提案を行い、共同実施者を募るものとする。
4. ローバー隊が隊として行う必要のある団行事等の活動については、これをローバー活動とする。
5. ローバースカウトが、団の上位組織または地域団体等の団体と共同し、あるいは当該団体に参加して行う活動については、これをローバー活動とする。

【第7章 会計】

第18条（団からの活動資金）

団からの活動資金について、指導者よりローバー隊に割り当てがあった場合には、これをローバー隊の会計に組み込むものとする。

第19条（隊費の徴収）

1. ローバー隊員は、原則としてローバー隊費を納めるものとし、その額、期間及び納入手段については、ローバーミーティングにて定めるものとする。
2. ローバー隊は、隊費を徴収するにあたっては、所属するローバー隊員全員にその旨を速やかに通知するものとする。

第20条（隊費の変更）

1. ローバー隊は、隊費の変更を行う場合、事前にローバーミーティングにその旨を諮り、その可否について、決定するものとする。
2. 前項の場合、第19条第2項の規定を準用するものとする。

第21条（隊費の支出）

隊費の支出に当たっては、事前にローバーミーティングにて申請をするものとし、ローバーミーティングにて、その可否について討議し、その取り扱いについて決定するものとする。

第22条（会計年度）

ローバー隊の会計年度については、団の会計年度に準ずるものとする。

第23条（予算、決算）

隊の予算及び決算については、会計係がこれを作成し、ローバーミーティングでの承認の上、団に対して提出するものとする。

第24条（臨時収入の報告）

1. 隊に対して、予算以外の臨時収入が生じた場合には、会計係はその旨を幹事長及びローバーミーティングにて、速やかに報告するものとする。
2. 臨時収入に関しては、ローバーミーティングにてその用途について討議し、決定するものとする。

【第8章 服装規定】

第25条（服装）

1. ローバー隊員の正装は、ボーイスカウト日本連盟「教育規定」に準ずるものとする。
2. ローバー隊員が着用するネッカーチーフの色はグレー色とし、団内で共通に用いられているワッペンを添付するものとする。
3. 前項の規定の他、隊で共通して着用する作業着等の作成については、これを妨げないものとする。

【第9章 本憲章の改定】

第26条（本憲章改定）

本憲章は、以下の手続きを経ることにより、これを改定することができるものとする。

- 1) 本憲章の改定の必要が生じた場合には、ローバーミーティングにて原案を検討し、幹事長の発意に基づいて、名誉会議にて審議する。
- 2) 幹事長は、本憲章の改定案及び名誉会議の開催について全隊員に告知する。
- 3) 幹事長は、名誉会議にて本憲章の改定する部分とその理由を明確にローバー隊員に対して説明する。
- 4) 本憲章の改定の承認は、全ローバー隊員の3/4以上の賛成をもって承認されるものとする。
- 5) ローバー隊は、前項の規定により改定の承認を得たときは、団会議にその旨を速やかに報告するものとする。

第27条（本憲章の見直し期間）

ローバー隊は、本憲章の内容について、本憲章の制定日より5年毎にその見直しを行うものとし、改定の必要が生じた場合は、第26条の規定に従って改定を行うものとする。

【第10章 その他規定】

第28条（隊歌）

ローバー隊の隊歌は、以下に添付する歌詞及び曲とする。

< 楽譜添付 >

5年余りの長き亘る本憲章の検討の結果、上記とおり制定するに至ったことを証するため、ローバースカウト及びローバー隊指導者全員の署名の上、本憲章を制定する。

2002年 月 日

< ローバースカウト >

幹事長 _____

副幹事長 _____

記録 _____

会計 _____

連絡 _____

隊員 _____

< 指導者 >

隊長 _____

副長 _____

(以下余白)